

函館市医師会看護・リハビリテーション学院動物実験に関する飼養保管マニュアル

令和5年6月15日

遺伝子組換え動物や特定動物、特定外来生物を用いた動物実験等については、本マニュアルのほか、本学院規程及び関係法令を遵守することが必須である。「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）に違反した場合には、違反者及び法人に対して罰則が設けられていることに留意の上、実施すること。

1. 飼養保管施設の要件

飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 飼養する実験動物にとって、適切な温度、湿度、換気及び明るさを保つことができる構造とすること。
- (2) 動物種及び飼養保管数に応じ、最適な飼養設備を有すること。
- (3) 床、内壁等が清掃及び消毒の容易な建物構造であり、内部に器材の洗浄及び消毒を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が室外に逃走できない構造及び強度を有すること。
実験動物の逸走防止を図るため、前室又はネズミ返しを設置すること。ネズミ返しの高さは45cm以上とし、ラットの場合は60cm以上とすることが望ましい。
- (5) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

2. 実験室の要件

実験室は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、一時保管は48時間以内に限ること。

- (1) 実験動物が室外へ逃走できない構造及び強度を有すること。
実験動物の逸走防止を図るため、前室又はネズミ返しを設置すること。ネズミ返しの高さは45cm以上とし、ラットの場合は60cm以上とすることが望ましい。
- (2) 排泄物、血液等による汚染を、速やかに清掃及び消毒できる構造及び材質であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音及び廃棄物による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

3. 動物の飼養及び保管

- (1) 飼養保管場所及びケージ内の状態（ケージ等の飼養機材）
 - ① 飼養保管場所及びケージが動物種に応じた逃走防止の構造及び強度を有すること。
 - ② 個々の実験動物が必ず飼料及び飲水を摂取できること。
 - ③ 個々の実験動物が正常な体温を維持できること。

- ④ 個々の実験動物が排尿、排便及び自然な姿勢を維持できること。
- ⑤ 動物種固有の習性に応じて、個々の実験動物が清潔で乾燥した状態を保てること。
- ⑥ 動物種固有の習性に応じて、動物間の社会的接触及び序列の形成が可能であること。
- ⑦ 銳利な縁及び突出物がない、並びにケージの間隙等に体及び四肢を挟まれない等、実験動物が安全に生活できること。
- ⑧ 飼養者が、個々の実験動物の飼養状況及び行動を確認できること。
- ⑨ 飼養者が、給餌及び給水作業、並びに給餌器及び給水器の交換を容易にできること。
- ⑩ 飼養者が、洗浄、消毒、滅菌等、衛生を保つための作業が容易な構造であり、それに耐えうる材質であること。
- ⑪ げっ歯類では、床敷の必要性及び交換頻度を、飼養者が考慮すること。

(2) 飼養保管場所及びケージの大きさ

実験動物の体重のみならず、習性及び行動を指標にして適切な面積、高さ等を有すること。

(3) 温度及び湿度

- ① 動物種ごとに適切な温度及び湿度下で飼養すること。
- ② 低体温により生命活動の維持が困難になりうる動物（麻酔から完全に覚醒していない実験動物、被毛を欠く実験動物、母親から離された新生仔、ふ化後数日以内のヒナ等）に対しては、室温を適正に設定するか、局所的に保温すること。

(4) 換気

飼養保管場所の温度、湿度、換気回数等を確認するとともに、毎日の空調装置の運転状況の把握及び定期的な装置の保守点検をすること。

(5) 照明

動物種又は行われる実験に応じ、適切な照明時間及び照度を保つこと。

(6) 飼料

- ① 飼養者は、実験動物に個々の実験に応じ、最適かつ清潔な飼料を毎日与えること。
- ② 飼料及びその原料は、使用期限内のものを使用し、また、これらを処理及び保管する区域は清潔に保ち、汚染防止対策を整えること。

(7) 飲水

飼養者は、給水瓶、自動給水装置等の給水器を毎日点検し、また、動物に清潔な水が確實に与えられていることを確認すること。

(8) 実験動物の記録管理の適正化

実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼養の履歴、病歴、飼養状況等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適正に行うこと。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の識別装置の装着を技術的に可能な範囲で講じること。

(9) 譲渡等の際の情報提供

実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性

疾病等に関する情報を提供すること。

(10) 輸送

実験動物の輸送とは、施設等に導入するための実験動物の施設間にわたる移動をいう。飼養保管施設管理者は、実験動物の輸送に当たり、次の各号に掲げる事項に留意し実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

- ・ 輸送は、実験動物に疲労や苦痛を与えるばかりではなく動物実験等のデータにも影響するので、科学的に適正な動物実験等を実施するためには、できるだけ短時間に完了するように努めること。
- ・ 輸送中の実験動物には必要に応じて給餌・給水を行うとともに、空調、換気等により適切な温度を維持すること。
- ・ 輸送中の実験動物による環境汚染の防止については、本質的には機関等における飼養及び保管に関する対応と変わりない。輸送には公共の交通機関あるいは公道を利用するので、万一の事態を考慮して環境汚染防止に努める。そのためには、実験動物の逸走を防ぐことのみならず、実験動物から微生物、汚染等が外にでにくい容器を用いること。
- ・ 輸送用の容器は、実験動物の逸走を防止する構造と強度を有し、軽く小型で転倒しにくいこと、震動等で蓋が開かないこと、通気性があること等が求められる。万一、実験動物が異常をきたした場合や逸走した場合等のために、連絡先（住所、電話番号等）を表示すること。

(11) 飼養保管のマニュアルの作成

実験動物管理者は、飼養保管マニュアルを作成し、掲示すること。